

# 7 駐車場等

## 《基本的考え方》

建築物に附属する駐車場は、安全性の確保や利用のしやすさへの配慮が求められます。また、利用者にわかりやすく案内する配慮が求められます。

### 【1】車椅子使用者用駐車施設

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準      ★福まち条例独自基準  
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する駐車場（共同住宅又は寄宿舍に設けられるものを除く）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（多数の者の読み替え有り）
①設置数	★自動車の全駐車台数が200以下の場合には、当該全駐車台数に1/50を乗じて得た数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。（端数切上）	令第17条1項 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。
	★自動車の全駐車台数が201以上の場合には、当該全駐車台数に1/100を乗じて得た数（端数切上）に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。	—
②幅	●令第17条第2項第1号に適合すること	令第17条第2項第1号 幅は、350cm以上とすること。
③路面	★車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。	—

## 《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
駐車場	専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く）の駐車のためのものを除く	—
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（7駐車場等で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第17条で整備する駐車施設）

## 《解説》

- ②【幅】 車椅子使用者が乗降しやすいよう、幅は350cm以上とする。
- ③【路面】 車の乗降時の安全性に配慮し、表面をできるだけ水平とする。

## 《望ましい整備》

- ・大規模商業店舗や医療施設等では、車椅子使用者用駐車施設のほかに、乳幼児連れの利用者等が優先的に駐車できる場所を設ける。
- ・車椅子使用者用駐車施設の奥行きは6.0m以上とする。
- ・車椅子使用者の乗降スペースは、左右両方に設ける。
- ・駐車施設及び通路には、車椅子使用者の利用を考慮し、屋根又は庇を設ける。

## 【2】高齢者、障害者等優先停車施設

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準  
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する車寄せ（共同住宅又は寄宿舍に設けられるものを除く）（努力義務）	-
①設置数	☆②③に定める基準に適合する <b>高齢者、障害者等優先停車施設</b> を設けるよう努めること。	-
②乗降スペース（寸法・仕上げ）	☆車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。	-
③通路の基準	☆ <b>高齢者、障害者等優先停車施設</b> に最も近い <b>移動等円滑化経路</b> を構成する出入口から <b>高齢者、障害者等優先停車施設</b> までの通路は、次に定める基準に適合すること。	-
段の禁止	☆令第18条第2項第1号に適合すること	令第18条第2項第1号 当該 <b>移動等円滑化経路</b> 上に階段又は段を設けないこと。ただし、 <b>傾斜路</b> 又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
床面	☆令第16条第1号に適合すること	令第16条第1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
幅	☆令第18条第2項第7号イに適合すること	令第18条第2項第7号イ 幅は、120cm以上とすること。
車椅子の 転回場所	☆令第18条第2項第7号ロに適合すること	令第18条第2項第7号ロ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
戸の構造	☆令第18条第2項第7号ハに適合すること	令第18条第2項第7号ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	☆自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	-
	☆全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	-
傾斜路 (手すり・識別・幅・勾配・立ち上がり)	☆令第16条第3号に適合すること	令第16条第3号 <b>傾斜路</b> は、次に掲げるものであること。
		イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
		ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

	☆令第18条第2項第7号二に適合すること	令第18条第2項第7号二 傾斜路は次に掲げるものであること。 (1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 (2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 (3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
	☆傾斜路を設ける場合には、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	—
突出物等	☆突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	—
排水溝の溝蓋	☆排水溝に溝蓋を設ける場合には、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	—

### 《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
高齢者、障害者等優先停車施設	高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車施設	—
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(「8-1 移動等円滑化経路」で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(令第18条で整備する経路。)
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの(その踊場を含む)	階段に代わり、又はこれに併設するもの

### 《解説》

- ①【設置数】 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に配慮するため、優先停車施設を設ける。
- ②【乗降スペース(寸法・仕上げ)】 車椅子使用者が円滑に乗降できるよう、乗降スペースの幅及び奥行きを1.5m以上とする。
- ③【通路の基準】 建築物から乗降スペースまでを利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、乗降通路の構造は所定の構造とする。

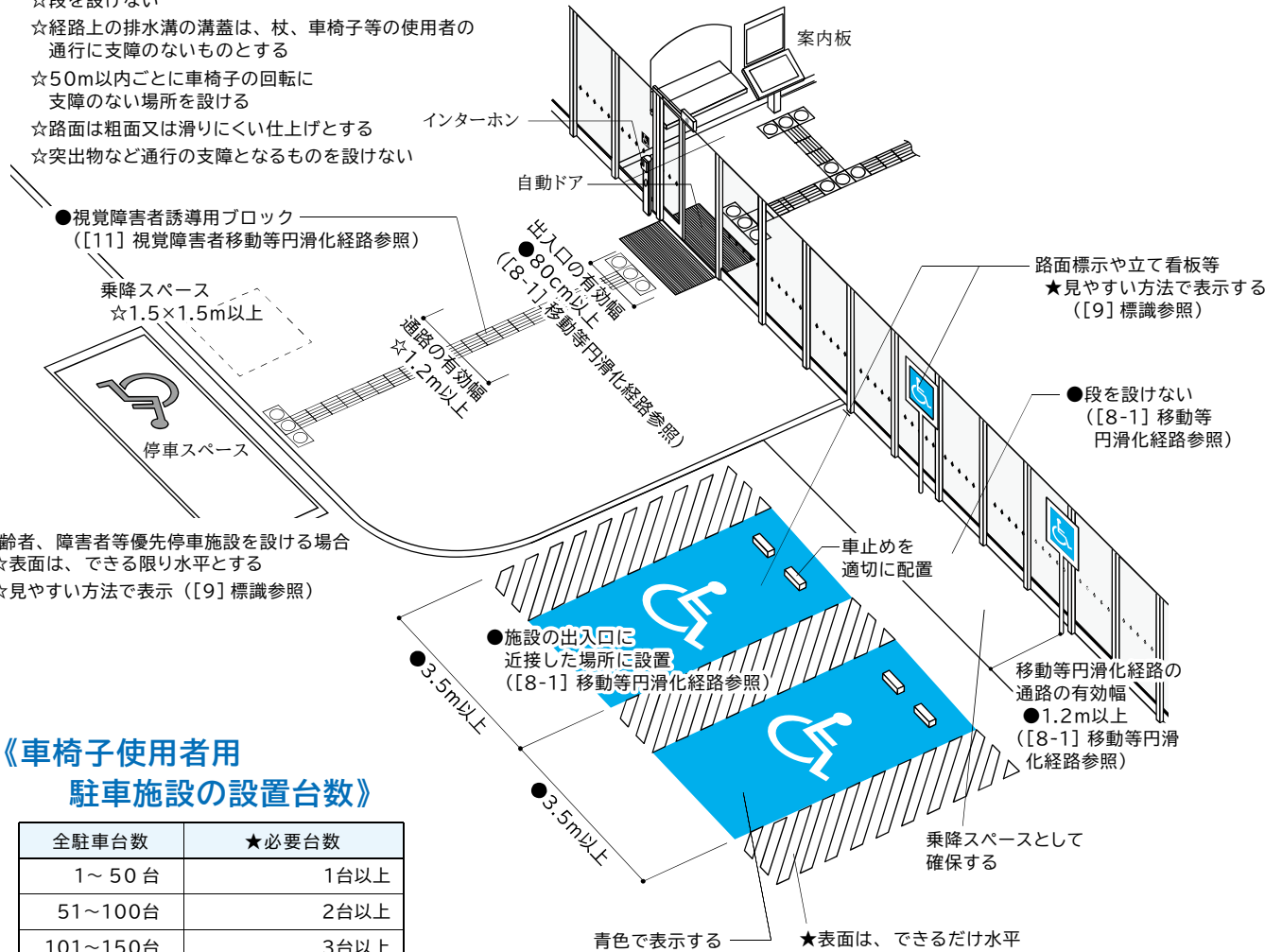
### 《望ましい整備》

- ・ 停車用区画は、車体の大きい福祉車両への対応を考慮した幅、奥行きとする。

## 《車椅子使用者用駐車施設・高齢者、障害者等優先停車施設》

高齢者、障害者等優先停車施設までの通路

- ☆段を設けない
- ☆経路上の排水溝の溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のないものとする
- ☆50m以内ごとに車椅子の回転に支障のない場所を設ける
- ☆路面は粗面又は滑りにくい仕上げとする
- ☆突出物など通行の支障となるものを設けない



高齢者、障害者等優先停車施設を設ける場合

- ☆表面は、できる限り水平とする
- ☆見やすい方法で表示（〔9〕標識参照）

### 《車椅子使用者用 駐車施設の設置台数》

全駐車台数	★必要台数
1～50台	1台以上
51～100台	2台以上
101～150台	3台以上
151～200台	4台以上
201台～	総台数×1%+2台以上

### 《車椅子使用者用駐車施設の設置例》



### 》》 コラム 》》

- ・車椅子使用者用駐車施設へのコーン等の設置について  
 区画内にコーン等は原則置かないこと、置く場合は、利用者が車から降り、建築物の出入口に至る導線に影響がない位置に配置する。

#### 《コーンを置く場合のイメージ》

